訴訟事例紹介

自転車を運転して走行中、着衣が歩道上に設置された金属製の横断防止柵に引っかかり転倒して負傷した事故について、国家賠償法２条１項に基づき損害賠償請求がなされた事例

（令和６年１月24日大阪地方裁判所判決）

国土交通省　道路局　道路交通管理課

主　　文

1　被告は、原告に対し、164万5371円及びうち149万5371円に対する令和2年12月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2　原告のその余の請求を棄却する。

3　訴訟費用は、これを25分し、その16を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。

4　この判決は、第1項に限り、本判決が被告に送達された日から14日を経過したときは、仮に執行することができる。ただし、被告が140万円の担保を供するときは、その仮執行を免れることができる。

事実及び理由

第１　請求

被告は、原告に対し、529万0700円及びうち459万0700円に対する令和2年12月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第２　事案の概要

１　事案の要旨

本件は、原告が自転車を運転して走行中、その着衣が歩道上に設置された金属製の横断防止柵（以下「本件柵」という。）に引っかかり、原告が転倒して負傷した事故（以下「本件事故」という。）に関し、原告が、本件柵の設置管理者である被告に対し、本件柵の設置管理に瑕疵があったと主張して、国家賠償法2条（1項）に基づき、人的損害の賠償金529万0700円及びうち459万0700円（弁護士費用相当額を除く損害）に対する令和2年12月13日（不法行為後の日）から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法（以下「民法」という。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2　前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる。

(1) 本件事故の発生

ア　日時　平成 29 年 11 月 29 日午前 9 時 50 分頃（争いなし）

イ　場所　A 府 B 市 C 町〇番〇号先路上（以下「本件事故現場」という。）（争いなし）

ウ　態様

原告は、本件事故の際、本件事故現場の北側にあるスーパーマーケット「X」（以下「本件スーパー」という。）の駐輪場から自転車に乗り、本件スーパーの南側の A 府道〇号線（以下「本件道路」という。）の車道に東側に向かって左折進入しようとした。本件道路の北側歩道（以下「本件歩道」という。）には、その車道側に本件柵が設置されていたところ、本件スーパーの自動車出入口に近い部分で本件柵は途切れており、途切れている西端の部分で縦の柱から 2 本の横パイプが突き出した状態となっていた。原告は、本件柵の西側を通過しようとしたところ、本件柵の西端の下部の横パイプにズボンの左裾が引っかかり転倒した。

なお、本件事故現場周辺の状況は、別紙図面のとおりであり、本件歩道は、車道より 10cm 以上高くなっているが、本件スーパーの自動車出入口（以下、単に「自動車出入口」という。）に当たる部分において切り下げられ、車道とほぼ同じ高さとなっていた。（甲 2、3、15、20、乙 1 ～ 5、18、19）

エ　本件柵の設置管理者

被告は、本件柵を設置管理する地方公共団体である（弁論の全趣旨）。

(2) 入通院状況等

ア　原告は、平成 29 年 11 月 29 日、上記転倒の際、本件柵の上部を左手で掴もうとして左腕が本件柵の上に乗った状態で左腕をねじるように転倒したとして、左肩関節部痛を訴え、(a)病院を受診し、MRI 検査の結果、左肩関節唇損傷との診断を受け、その後令和 2 年 12 月 12 日までの間に 207 日通院した。また、その間、平成 30 年 3 月 6 日から同月 10 日まで及び同年 12 月 26 日から同月 30 日までの合計 10 日間入院して、同年 3 月 7 日に肩関節上方関節唇損傷修復術（以下「SLAP 修復術」という。）、同年 12 月 27 日に縫合糸抜去術をそれぞれ受けた。（甲 4、6 の 1 ～ 6 の 214、23、乙 6、9、10）

イ　原告は、令和元年 10 月 2 日から令和 2 年 12 月 7 日までの間に、(b) クリニックに 111 日通院し、リハビリ治療を受けた（甲 7 の 1 ～ 7 の 112）。

ウ　原告は、平成 29 年 11 月 30 日から平成 30 年 3 月 5 日までの間に、(c)整骨院に 12 日通院した。また、原告は、平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 2 月 21 日までの間に、(d) 整骨院に 11 日通院した。（甲 8 の 1 ～ 8 の 12、9）

エ　原告は、令和 2 年 12 月 12 日、(a) 病院において、左肩関節唇損傷について症状固定した旨の診断を受けた。その際の自覚症状は左肩の痛みで、動かすと常に痛みが出て、使い過ぎで痛みが増強するなどというものであり、他覚症状等として左肩の外転・外旋・内旋の可動域制限及び筋力低下があるとされた。（甲 5）

3　争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件柵の設置又は管理に瑕疵があったか。

（原告の主張）

本件柵の下部横パイプの先端部分は腐食して尖り、突出していたところ、本件道路から本件スーパーに自転車で出入りする市民は多数あり、パイプの先端が腐食して尖っている状況では、ズボンやスカート等の裾が引っかかってバランスを崩し、転倒する危険性があったから、本件柵の設置又は管理に瑕疵があった。

（被告の主張）

被告に本件柵についての設置又は管理の瑕疵はなかった。

ア　横断防止柵の効能及び目的は、歩行者等が車道をみだりに横断するのを防止することにより事故を未然に防止する点にあるところ、本件柵の当該効能自体には何ら欠陥はなかった。

本件柵の損傷は、複数尖っている状態ではなく、断面がザラザラしていたにすぎないから、衣服が引っかかるといった危険性は低かった。実際、本件以外には、府民等から本件事故発生場所における事故の通報はなかった。

イ　公の営造物について通常の用法に即しない行動の結果生じた損害については、設置管理者は責任を負うものではないところ（最高裁昭和53年㋓第76号同年7月4日第三小法廷判決・民集32巻5号809頁）、本件事故は、以下のとおり、原告が本件柵に接近しすぎた通常ではない動線を走行したことが原因である。

㋐　本件歩道は、自転車通行可の歩道（道路交通法63条の4第1項）となっている。本件道路は、すぐ西側において交通量が多い国道〇号線と接続しているため、常態的に多数の自動車が通行しており、自転車にとっては車道通行の危険性が高い場所である。したがって、原告は、安全な歩道上を左折東進すべきであった。

㋑　原告は、車道に出て左折する場合でも、歩道を通過する際、本件柵との間隔を十分に確保して通行すべきであった。

原告は、車道に出る際には、本件スーパーの自動車出入口に当たる歩道の切下げ部を通行すべきであった。

この点に関し、別紙図面㋺地点から㋩地点にかけて原告が通行したとする歩行者用通路は、歩行者用の表示があり、点字ブロックも設置されていることから、主に歩行者が通行する箇所であった。歩行者用通路の西側には自動二輪車のためのバイク通路があり、自転車も車両であるから、原告はバイク通路を通行し、自動車出入口を通過すべきであった。なお、もし歩行者用通路を通行するならば、原告は自転車を押して歩いて通行すべきであった。

㋒　原告は、1週間に2回程度本件スーパーを利用していたとしているから、本件事故以前から現地の道路の構造や本件柵の存在も認識していたと考えられ、本件柵の損傷の有無にかかわらず、本件柵との間隔を十分に確保して通行することが可能であった。本件事故当日も、原告の進行方向に本件柵があったのであるから、目視で確認できたはずであり、本件柵がある以上、損傷の有無を問わず、接触を避けるために本件柵と自身との距離を十分に確保して通行するのが通常であり、その場合には、本件柵の下部の状況についても確認でき、接触しなかったはずである。

㋓　原告が使用している自転車は、前後にチャイルドシートが装着されて重量が増しており、また、電動アシスト付き自転車のため、急発進する可能性がある等、操作も通常と異なることから、狭い箇所や段差を通行する際には、より注意を払って通行すべきであった。

ウ　被告は、安全･円滑な道路交通を確保するため、道路の状況を把握する道路パトロールを実施し、路面や設備の損傷の発見及び補修に努め、発見した損傷のうち危険性が高いものについては、注意を促すカラーコーン等を設置する措置を行った後、早急に修繕を行っている。本件道路を管理する

Y土木事務所では、週に2回、A府道○号線について自動車の走行によるパトロールを実施しているが、同事務所はB市を含む周辺の4市1町の府道等の道路を管理しており、管理道路は広範囲に存在し、その全てにおいて横断防止柵の効能自体に何ら欠陥のない損傷を発見し、補修を行うことは困難である。

(2) 過失相殺

（被告の主張）

以下の事情に照らせば、原告の過失は大きく、過失相殺されるべきである。

ア　上記（1）（被告の主張）イ㋐のとおり、原告は、歩道を走行することができ、歩道を進行すれば、本件事故は発生しなかった。

イ　上記（1）（被告の主張）イ㋑のとおり、原告は、バイク用通路を進行すべきであったにもかかわらず、自転車に乗ったまま歩行者用通路を通過した。原告が本来通るべきであったバイク用通路を通って歩道及びその先の車道に出たならば、本件柵の西端部分に接触することはなかった。

ウ　上記イに加え、原告は、歩行者用通路を進行した後、最短距離で小回りして左折しており、本件柵の西端部分と接触する可能性の高い運転をあえて行っている。

エ　原告は、別紙図面の㋓地点で停止し、車道の左端を左折東進すべく発進したと主張するが、これが事実であるとすれば、一旦停止した原告は、横断防止柵の損傷を容易に視認できたはずである。損傷箇所は上下2カ所あり、上部の損傷に気付けば、下部の損傷にも気づくはずだからである。

（原告の主張）

以下のとおり、原告の走行に過失はない。

ア　原告は、本件事故現場の南東方向に居住しており、本件スーパーには週2回程度行っているが、自転車でバイク用通路を走行する人を見たことはなく、ほとんどの人は自転車で歩行者用通路を走行している。自転車で歩行者用通路を走行することは禁じられていないところ、自転車でバイク用通路を走行すると背後からバイクが走ってくる可能性があり、歩行者用通路を通ったほうが安全であることから、多くの自転車が歩行者用通路を通行しているのである。

イ　原告は、歩道を左折進行することもある。しかし、本件事故の時には、歩道上には時間的に幼稚園から帰る途中の親子連れが多く、その者らの邪魔にならないように車道を進行することとしたものである。車道を自転車で走行することも、禁止されてはいない。

ウ　原告は、本件柵の西端付近で停止して、車道を東進してくる自動車が通り過ぎるのを待っていた。原告が本件柵の直近で停止したのは、それより西に離れた位置にいると、本件スーパーの駐車場から出てくる自動車の邪魔になるからである。

エ　原告は、本件柵の上部の横パイプの先端の状況については自転車に乗ったままでも見やすかったため見ていたが、下部の横パイプの先端は見にくかったため見ていなかった。本件事故当時の本件柵の上下の横パイプの各先端部分の状態は、上部のパイプの先端は平面であるが、下部のパイプの先端は尖っており、明らかに違っていた。上部のパイプの先端を見た人は、下部のパイプの先端も同じ状態だと思うのが自然であり、下部のパイプについてまで注意深く見ることは通常考え難い。自転車で走行する原告にとって、まず注意すべきは他の車両や歩行者の通行状況及び路面の状況であり、柵の下の方の細い先端部分のような特別の注意を払わなければ見えない部分の確認まで要求することは、過大な注意義務を課すものである。

本件柵の先端部分の損傷は、その状況からして、本件事故前の数日の間に発生したものとは考えられず、相当期間をかけて次第に腐食したものと考えられるところ、被告の職員が週に2回パトロ

ールしても見逃していたのである。そのような損傷に一般市民が気付かなかったことをもって、その市民の過失とすべきではない。

(3) 原告の損害

（原告の主張）

ア　原告は、本件事故により、左肩関節唇損傷の傷害を負い、前提事実（2）のとおり医療機関での入通院治療を余儀なくされた。そして、令和2年12月12日に症状固定の診断を受けたものの、左肩に可動域制限及び痛みが残存し、これは自動車損害賠償保障法施行令別表第二の14級（以下、単に「14級」という。）に該当するものである。

なお、原告の治療期間が2年余りにわたったのは、SLAP修復術後のリハビリテーションと筋力増強に時間がかかり、症状の改善が緩やかで治療の必要があったからであり、原告は、医師の指示に従って通院を続けたもので、不必要で過長な通院ではない。この点に関し、原告の症状が治療期間中に別のアクシデントによって悪化したということはない。すなわち、令和元年5月5日のアクシデントは、体育館でバドミントンをしていた際、コート内に7歳の娘が入ってきたため、慌てて右足を踏み出した途端、左脚ふくらはぎに痛みが生じ、その場にしゃがみこんで動けなくなったというものであり、左ヒラメ筋損傷との診断を受けたが、原告はこのとき、転倒はしておらず、左肩及び左腕に支障を生じるようなこともなかった。バドミントンについて、同月時点では、小学生を相手に軽くラリーの相手をしたり、少し教えたりする程度のものであり、原告は右利きで、右手でラケットを振っているから、左手は身体のバランスを保つための動きをするだけで、左肩の負傷に影響はなかった。

また、幼児と手をつないでいて少し手を引っ張られたことはあるが、症状を悪化させるような引っ張られ方をしたことはない。

イ　原告は、本件事故による負傷によって以下のとおり合計529万0700円の損害を被った。

㋐ 治療費　71万7335円

a （a）病院　59万1165円

個室差額分について、原告は、他の人の声等が聞こえたり、明かりが点いていたりするとよく眠れず苦手であるため、入院中、個室を希望したものであり、個室利用に対する個室差額分も本件事故と相当因果関係のある損害である。

b （b）クリニック　9万7150円

（a）病院では、夜間にはリハビリ治療を行っていなかったが、原告は、夜にリハビリ治療を受ける必要が生じたことから、（a）病院の医師の紹介を受け、令和元年10月2日から令和2年12月7日までの間に、夜にリハビリ治療を受けるために合計112回通院した。

c （c）整骨院　2万3520円

平成29年11月30日から平成30年3月5日までの間に、（a）病院の医師の了解の下に合計12回通院した。医師の指示を受けたわけではないが、整骨院での治療の希望を伝えて医師の了解は得ていたし、整骨院における治療の効果もあった。

d （d）整骨院　5500円

平成29年12月1日から平成30年2月21日までの間に、（a）病院の医師の了解の下に合計11回通院した。通院の経緯及び治療の効果は上記cと同様である。

㋑ 薬代　2万2120円

原告は、以下の薬局でそれぞれ以下の金額の薬代を支出した。

a （e）薬局　2510 円

b （f）薬局　1 万 8370 円

c （g）薬局　1240 円

㋒ 通院交通費　2 万 8020 円

原告は、主に自転車とバイクで通院していたが、雨天の日や肩の手術後、入院時、退院後に左肩にしびれが残っているときなどにタクシーを利用し、2 万 6720 円を要した。また、病院駐車場代として 1300 円を支出した。

㋓ 入院雑費　1 万 5000 円

肩の手術のために合計 10 日間入院した際の雑費である。

㋔ 休業損害　9 万円

原告は、本件負傷前はパチンコ店で閉店後の店内清掃の仕事をしており、月額 5 万 4000 円の収入を得ていたが、本件負傷による手術の前後 50 日間（平成 30 年 3 月 6 日から同月 31 日まで及び同年 12 月 25 日から平成 31 年 1 月 27 日まで）は休業したから、9 万円（計算式：日額 1800 円× 50 日）の損害を被った。

㋕ 入通院慰謝料　253 万円

症状固定日までの原告の入通院の状況によれば、上記金額の慰謝料が相当である。

㋖ 後遺障害慰謝料　110 万円

上記アのとおり、本件事故により、原告には、左肩の屈曲、外転、外旋及び内旋の可動域に制限及び疼痛の後遺障害が生じ、少なくとも 14 級に該当するものである。

㋗ 後遺障害逸失利益　8 万 8225 円

原告は、上記後遺障害により、衣服の脱着に不便を生じ、また、左手で重い物を持てないなどの支障も生じており、3 年間にわたり 5％の労働能力を喪失した（計算式：5 万 4000 円× 12 か月× 0.05 × 2.723）。

㋘ 弁護士費用　70 万円

（被告の主張）

ア　原告の負傷及び後遺障害について

次の事実に照らせば、本件事故による負傷に対する相当な治療期間は 1 年間であり、また、原告が主張する後遺障害は本件事故によって生じたものではない。

㋐ 左肩関節唇損傷に対する一般的な治療期間は 1 年であるところ、原告も、平成 30 年 3 月 7 日、(a) 病院において SLAP 修復術を受け、同年 12 月 27 日に縫合糸抜去術が行われ、損傷は治癒した。

㋑ 原告は、本件事故による負傷とは別に、治療期間中に、腕を引っ張られたり、転倒したりすることがあり、原告の治療期間の長期化及び後遺障害の発生は、本件事故とは別のアクシデントによるものである。

すなわち、原告は、治療期間中に転倒したり、腕を引っ張られたりした。この点に関し、原告は、令和元年 5 月 5 日に体育館でバドミントンをしていた際に、左脚ふくらはぎに痛みを生じ、左ヒラメ筋損傷との診断を受けたものであり、左肩には影響がないと主張するが、バドミントンのような激しい運動を行っていたこと自体が、当該時点において、既に本件事故による痛み等や後遺障害がなかったと推認できる事実である。また、仮に、真に治療が必要な状態であったとすれば、そのような状態にもかかわらず、治療の妨げになる可能性のある運動を行っていたことは、治療に対する配慮が欠けた行動である。

イ　原告の損害について

㋐　治療費のうち、(a) 病院における 2 回の入院の際の個室使用に対する個室差額分は、原告の希望によるものであるから、本件事故と相当因果関係がない。

また、2 か所の整骨院での治療も医師の指示に基づかないものであり、本件事故と相当因果関係を有する損害ではない。

㋑　原告が主張する入通院慰謝料の額は過大である。

㋒　上記アのとおり、本件事故によって原告に後遺障害は生じていないから、後遺障害慰謝料及び後遺障害逸失利益が発生することはない。

第 3　争点に対する判断

1　争点（1）（本件柵の設置又は管理に瑕疵があったか。）及び争点（2）（過失相殺）について

(1) 認定事実

前提事実に後掲各証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、次の各事実が認められる。

ア　本件柵は、地上からの高さが約 79cm の金属パイプ製の柵であり、数 m 置きに立てられた柱に対し、最上部及び地上からの高さ約 16cm の位置にそれぞれ水平方向の横パイプが設けられ、横パイプの間に垂直の縦パイプが複数並んでいる形状となっていた。そして、本件柵の西端は、平成 29 年 4 月当時は、柱から突き出た 2 本の横パイプをつなぐ角の丸いコの字型のパイプ（以下「縦パイプ」という。）が取り付けられていた。しかし、本件事故当時には、縦パイプはなくなっており、凹むように折れ曲がった柱から西に向かって突き出た 2 本の横パイプがむき出しになっており、かつ、下部横パイプの先は腐食して上下に比して中央が凹み、上下が尖った状態となっていた。なお、本件柵は、本件事故の後、西に向かって突き出た 2 本の横パイプの先端部にそれぞれカバーが取り付けられ、令和 4 年 4 月時点では同横パイプは取り払われ、西端は柱状となり、かつ、上部の角が丸い形に加工された。

また、本件柵の西端と自動車出入口の部分との間は約 1m 離れていたが、本件柵の西端からは自動車出入口の部分までの間は、歩道の高さが車道とほぼ同じ高さとなっていた。なお、本件歩道の幅は約 3m ないし 3.5m であった。

（甲 2、3 の 1 から 3 の 4、15、20、乙 4、7、8、13 の 1、13 の 2、18）

イ　原告は、本件事故の際、本件歩道上に人が多くいたため、車道を通ろうと考え、別紙図面㋑地点から、㋺、㋩と歩行者用通路を通って㋥地点付近まで順に進み、同地点で東行きの自動車をやり過ごした後、車道に出て左折東進しようとしたが、㋭地点で本件柵の下部横パイプの腐食部分にズボンの左裾が引っかかり、㋬地点で転倒した。なお、原告が運転していた自転車は、電動アシスト付き自転車であり、前後にチャイルドシートが設置されていた。原告は、本件事故当時、本件スーパーに週 2 回程度買い物に行っていた。（甲 1、2、15、20、23、乙 4、5、原告本人）

ウ　本件スーパーには、別紙図面のとおり、店舗の南側に駐輪場が設置されており、自転車で買い物に来る客が多かった。また、本件スーパーには、別紙図面のとおり、歩行者用通路の西側にバイク通路が設置されており、バイクで来る客もあった。駐輪場の南側には駐車場が設置されており、自動車出入口から出入りする自動車もあった。（甲 3、15）

(2) 設置又は管理の瑕疵について

ア　国家賠償法 2 条 1 項の公の営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠

いていることをいうところ、上記安全性を欠くか否かの判断は、当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して、具体的、個別的に判断すべきものである（最高裁昭和42年㋓第921号同45年8月20日第一小法廷判決・民集24巻9号1268頁、最高裁昭和53年㋓第76号同年7月4日第三小法廷判決・民集32巻5号809頁参照）。

本件柵は、歩行者等が車道をみだりに横断するのを防止するために設置された横断防止柵であるが、横断防止柵は歩道上に設置されるものであるから、歩行者や自転車が直近を通行したり、時には手を触れることも通常想定されるというべきであって、本件柵のように車両の路外への出入りのために横断防止柵が途切れている箇所においては、その周辺から車道に出入りする車両や人があることも、通常想定されているといえる。

加えて、本件柵は本件スーパーの自動車出入口に近い位置にあり、本件柵の西端からは自動車出入口の部分までの間は、約1mの距離があったものの、歩道の高さが車道とほぼ同じ高さとなっていたこと（前提事実（1）ウ、認定事実ア）、本件スーパーには駐輪場が設置されており、実際に本件スーパーには自転車で来る買い物客が多かったこと（認定事実ウ）に照らせば、自転車で来る買い物客が本件スーパーから出て車道の左端を通行しようと本件柵付近を左折することも通常の用法に即したものといえる。

以上によれば、本件柵は、西端部分も含め、直近を通行したり触れたりしても歩行者や自転車の運転者に危険が及ばない程度の安全性を通常有すべきであったところ、実際には、西端の柱から突き出た下部横パイプの先端が腐食して尖っていたのであるから、通常有すべき安全性を欠いていたものといえる。

イ㋐　これに対し、被告は、原告の通行態様が異常であり、通常の用法に即しないものであった旨主張し、その内容として、①本件道路は交通量が多く、危険性が高かったから、安全な歩道上を左折東進すべきであった旨や、②原告は、自転車に乗っていた以上、バイク通路を通行すべきであったし、自動車用出入口に当たる歩道の切り下げ部を通行するなどして本件柵との間隔を十分に確保して通行すべきであった旨を主張する。

しかし、上記①の点について、本件歩道が自転車通行可能であるとしても、自転車が車道を通行することは禁止されていないのであるから、本件事故の際に、本件歩道に人が多くいたこと（認定事実イ）に照らせば、原告が本件歩道を通行しなかったことが通常の用法に即しないものであったとはいえない。

上記②の点についても、自動車出入口は自動車及びバイクが本件スーパーの駐車場等から走行してくる可能性があり（認定事実ウ）、自転車の運転者が出入口を走行すると、自動車やバイクと接触する危険性があるから、これを避けるためになるべく本件柵の近くを通行することも、通常想定できる通行方法といえ、被告の主張は採用できない。

㋑　また、被告は、パトロールによっても本件柵の瑕疵を発見し、補修を行うことはできなかったとも主張する。

しかし、平成29年4月から本件事故までのいつの時点で本件柵が本件事故時の状態になったのかは明らかではないものの、本件柵の西端下部横パイプの先端の腐食の状況からは、本件事故発生日時の相当前から同横パイプはむき出しの状態であったと認めることができ、また、本件柵の西端の柱自体も平成29年4月の状態とは異なって折れ曲がっていることから、本件柵の西端部分が通常ではない状態であることは、一見して明らかであったと認められる（甲2、20、乙4、13の1）。

したがって、被告において、本件柵の西側の柱の異常だけでなく、柱から横パイプがむき出しで突き出ていることや、その先端部分が腐食して尖ることにも十分気づき得たというべきであるから、本件において被告に本件柵の瑕疵を発見し、これを補修することは可能であったと認められ、被告のこの点の主張も採用できない。

(3) 過失相殺について

他方、原告においても、本件事故当時、本件スーパーに週2回程度買い物に行っていたのであるから、本件事故前から本件柵の状態に気づくことは可能であったといえ、また、本件事故時も、目視により、本件柵の西端の柱が折れ曲がっていることや、そこから横パイプがむき出しで突き出ていることは、認識し得たと認められる。そして、原告は、本件事故当時、前後にチャイルドシートが設置された電動アシスト付き自転車を運転していたのであるから、歩行している場合に比べてより注意深く走行すべきであったといえ、本件柵から一定の距離をとって通行するか、少なくとも本件柵の横パイプの先端部分の状況にも注意を払って慎重に通行すべきであったということができる。原告がこれらの措置をとることに困難を生じさせる事情があったことは窺われず、これらの措置を取っていれば、本件事故の発生を避けることができたといえる。

以上によれば、本件事故の発生につき、原告にも4割の過失があったと認めるのが相当である。

2 争点(3)(原告の損害)について

(1) 前提事実に、証拠(甲21の2、22の1、乙9、10、11、原告本人)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 原告が本件事故後に(a)病院を最初に受診した際の症状は、左肩の痛みと脱臼に対する不安感であり、可動域制限があった。MRI検査の結果上下関節唇に外傷による剥離が見られたため、(a)病院においてリハビリ等の保存的治療が行われた。しかし、可動域制限が改善しなかったため、原告は、平成30年3月6日から同月10日までの間、同病院に入院して腱板断裂を伴わないSLAP修復術を受けた。

しかし、その後も左肩関節の可動域に大きな変化はなく、上記手術時の関節唇の縫合糸を原因とする痛みが継続していることが疑われたため、平成30年12月27日、再び左肩について関節鏡下関節滑膜切除術が行われ、その際、縫合糸を抜去し、その後、可動域は徐々に改善した。なお、原告は、再手術前の同年10月、子どもに手を引っ張られた。また、再手術後の令和元年5月5日、子どもを追いかけていて転倒し、同月10日、(a)病院において、MRI検査の結果、左ヒラメ筋損傷と診断された。

原告は、令和元年10月から、(b)クリニックにおいてリハビリを受けるようになったが、(a)病院の医師は、これに先立つ同年9月14日、(b)クリニックの医師に対し、原告について、平成30年12月27日の手術において修復した関節唇は治癒していたことを確認しており、その後もリハビリを行っていたが、腕を引っ張られたり、転倒したりするアクシデントがあり、可動域が改善していない旨の診療情報を提供した。

(a)病院の医師は、被告側からの医療照会に対し、原告の症状は令和2年12月12日頃からほぼ症状固定の状態であったとし、また、後遺障害について、可動域制限が残った理由として、器質的な損傷、軟部組織の拘縮及び疼痛の自覚による運動制限を挙げるものの、神経症状については、症状の内容とその医学的根拠について記載しておらず、同様の外傷の場合の一般的な治療期間や後遺障害について記載していない。また、(b)クリニックの医師は、被告側からの医療照会に対し、

可動域は同クリニックでは計測していないとしながら、可動域制限が残った理由として、軟部組織の拘縮及び疼痛の自覚による運動制限を挙げるものの、神経症状とその医学的根拠については無しとする一方で、同様の外傷の一般的な治療期間は1年で、後遺障害は生じるとしている。

イ　原告は、高校及び大学でバドミントン部に所属し、社会人になった後も市民クラブに所属してバドミントンを続けており、遅くとも令和元年5月頃までにバドミントンの練習を再開した。なお、原告の利き手は右手である。

(2) 治療期間及び後遺障害について

ア　原告は、左肩関節唇損傷により令和2年12月12日まで入通院治療を余儀なくされ、同日、症状固定したものの、左肩の可動域制限及び痛みが残存した旨主張する。

しかし、原告について、(a) 病院の医師が、平成30年12月27日の手術の際に、同年3月のSLAP修復術において修復した関節唇が治癒していたことを確認したこと、その後もリハビリを行っていたが、同年12月の手術の前後に、原告が腕を引っ張られたり、転倒したりするアクシデントがあり、可動域が改善しなかったこと（上記（1）の認定事実ア）、原告は遅くとも令和元年5月頃までにバドミントンの練習を再開したこと（上記（1）の認定事実イ）などに照らせば、原告が症状固定の診断を受けたのは令和2年12月12日である（前提事実（2）エ）としても、本件事故による負傷に対する治療として相当因果関係があるといえるのは令和元年5月末日までのものというべきである。

また、左肩の関節可動域制限については、証拠（甲5）によっても、屈曲、外転・内転、伸展、外旋･内旋のいずれについても､右肩の関節可動域の4分の3以下に制限されているとは認められず、可動域制限について後遺障害と認めることはできない。そして、左肩の痛みについても、(a) 病院における症状固定の診断時には、動かすと常に痛みが出るなどとされているものの（前提事実（2）エ)、上記のとおり、平成30年3月のSLAP修復術により修復した関節唇は同年12月には治癒が確認されたが、他のアクシデントにより症状が改善しなかったこと、令和元年5月頃にバドミントンができる程度になっており、その後、練習を継続していることに加え、(a) 病院及び (b) クリニックの医師のいずれも後遺障害としての神経症状が生じる医学的根拠を示していないことをも考慮すると、症状固定の診断時の際の症状は仮にこれがあったとしても、本件事故によるものとは認められず、原告に本件事故によって14級に相当する後遺障害が生じたとは認められない。

イ　上記の認定に対し、原告は、令和元年5月5日には転倒していないと主張するが、(a) 病院の診療録にその旨の記載がある（甲21の2）に照らし、採用することができない。また、原告は、バドミントンについて左肩の負傷に影響がない旨主張するが、原告が右利きであって、左手でラケットを持たないとしても、全身の活動性が高く、バランスをとるために左手を相当程度動かすこともあり得るスポーツができる程度にまで回復していたといえ､原告の主張は採用することができない。

他方、被告は、治療期間は1年に限られるべきである旨主張し、(b) クリニックの医師は、同様の外傷の一般的な治療期間として1年と回答している（上記（1）の認定事実ア)。しかし、原告の治療経過は、本件事故後、保存的治療で改善しなかったため平成30年3月7日にSLAP修復術を行い、上記手術時の関節唇の縫合糸を原因とする痛みが継続していることが疑われたため、同年12月27日に縫合糸抜去術を行い、その後リハビリを行ったというものであることからすれば（上記（1）の認定事実ア)、被告の主張する時期には未だ症状固定に至っていたとは認められず、上記手術後のリハビリ期間をも考慮すれば､上記で認定した治療期間が相当であるといえる（なお､(b) クリニックの医師が、同様の外傷について後遺障害が生じるとしているものの、原告については後

遺障害が生じたと認められないことについては上記アのとおりである。)。

(3) 原告の損害額について

ア　治療費について

㋐ (a) 病院　45万9335円

上記(2)アのとおり、本件事故による負傷に対する治療期間としては令和元年5月末日までと認められるところ、証拠(甲6の1～6の176)によれば、上記期間の通院及び入院に係る治療費及び文書料等として合計54万0335円を要したことが認められる。もっとも、原告は、平成30年3月及び同年12月の入院の際に室料差額合計8万1000円を含む金額を支払っている(甲6の29、136)が、個室利用は原告の希望であって医師の指示によるものではないことに争いがないから、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

以上によれば、個室差額を除く45万9335円について本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

㋑ (b) クリニック　0円

証拠(甲7の1～7の112)によれば、原告は、令和元年10月2日から令和2年12月7日までの間の通院にかかる治療費として、(b)クリニックに対して9万7150円を支払ったことが認められる。しかし、上記(2)アで説示したとおり、令和元年5月末日以降の治療費については、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められないから、(b)クリニックにおける治療費はいずれも本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

㋒ (c) 整骨院及び(d) 整骨院　0円

原告は、本件事故後の平成29年11月30日から平成30年3月5日までの間に、(c)整骨院に12回、(d)整骨院に11回通院した(前提事実(2)ウ)ところ、原告本人は、施術を受けるととても楽になるが、徐々に元に戻るため、また施術を受けることの繰り返しであったと供述する(原告本人6頁)。しかし、本件全証拠によっても、整骨院の施術の内容が明らかではない上、証拠(甲6の6～6の35)によれば、原告は、平成29年12月から平成30年3月まで、(a)病院においてリハビリを受けたことが認められ、リハビリとは別に整骨院の施術が必要であったことに関する立証もないから、これらの整骨院における施術費については本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

イ　薬代　1万9070円

証拠(甲10、11の1～11の11)によれば、原告は、本件事故後、令和元年5月までの間に、(a)病院発行の処方箋に基づく薬代として、(e)薬局に対して2510円及び(f)薬局に対して1万6560円をそれぞれ支払ったことが認められ、以上の合計1万9070円について本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

ウ　通院交通費　8880円

証拠(甲13の1～13の36)によれば、原告は、通院にかかるタクシー代として合計2万6720円を支出したことが認められる。

しかし、原告は主に自転車とバイクで通院していたところ、タクシーを利用したのは、雨天の日や肩の手術後、入院時、退院後に左肩にしびれが残っているときなどであったと主張しており、このうち、当初の手術のための入院からの退院直後である平成30年3月末日頃までのタクシー代8880円については、左肩の症状によってタクシーを利用せざるを得なかったものと認めることができるが、その後のタクシー代については本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはでき

ない。

よって、上記タクシー代8880円に限り、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

また、原告は、病院駐車場代合計1300円も通院交通費として請求するが、証拠（甲14の1～14の4）によれば、これらはいずれも原告が入院中であった期間の駐車場代であるから、原告の通院等に要した交通費とは認められない。

エ　入院雑費　1万5000円

原告は、平成30年3月6日から同月10日まで及び同年12月26日から同月30日までの合計10日間、(a) 病院に入院したことが認められる（前提事実（2）ア）。同期間につき、日額1500円を認めるのが相当であるから、本件事故と相当因果関係のある損害として、1万5000円が認められる。

オ　休業損害　9万円

証拠（甲23）によれば、原告は、本件事故前からパチンコ店で閉店後の後片付け及び掃除の業務を担当し、毎月5万4000円の給与を得ていたこと、本件事故による2回の入院期間及びその前後の期間を含む合計50日間は休業したことが認められる。よって、日額1800円の50日分である9万円について、本件事故と相当因果関係のある休業損害であると認められる。

カ　入通院慰謝料　190万円

本件事故による原告の傷害の内容及び程度、令和元年5月までの入通院経過並びに治療状況等に照らせば、本件事故による入通院慰謝料としては、上記金額を認めるのが相当である。

キ　後遺障害慰謝料及び後遺障害逸失利益　0円

上記（2）アのとおり、本件事故によって原告に後遺障害が生じたとは認められないから、後遺障害慰謝料及び後遺障害逸失利益が発生したとは認められない。

ク　過失相殺後小計　149万5371円

上記ア～キの合計249万2285円から上記1（3）で説示したとおり4割の過失相殺をすると、上記金額となる。

ケ　弁護士費用　15万円

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用としては、上記クの金額の約1割である15万円とするのが相当である。

コ　小計　164万5371円

第4　結論

以上によれば、原告の請求は、国家賠償法2条1項に基づき、被告に対し、損害賠償として164万5371円及びうち149万5371円（弁護士費用相当額を除く損害額）に対する不法行為後の日である令和2年12月13日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法64条本文、61条を、仮執行宣言につき同法259条1項を、仮執行免脱宣言につき同条3項をそれぞれ適用して主文のとおり判決する。